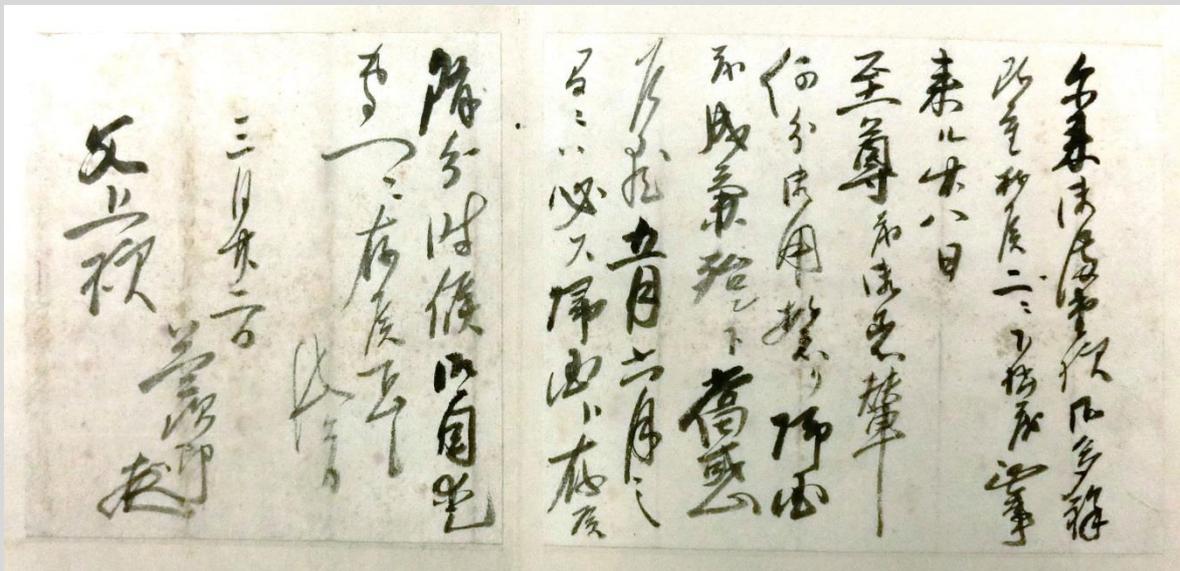
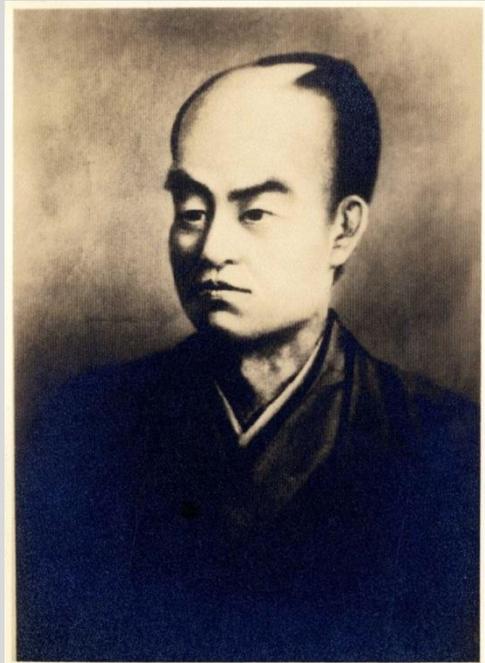
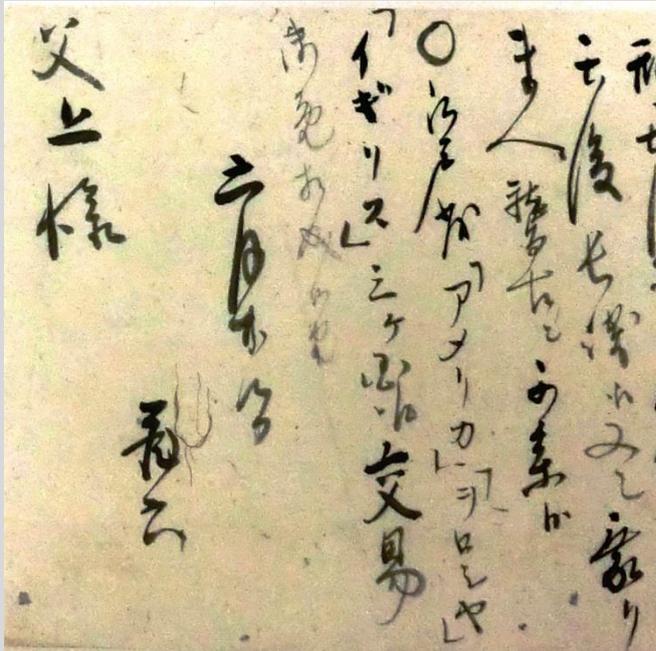


大村益次郎の生涯を読む

—大村益次郎文書・一般郷土史料—



目次

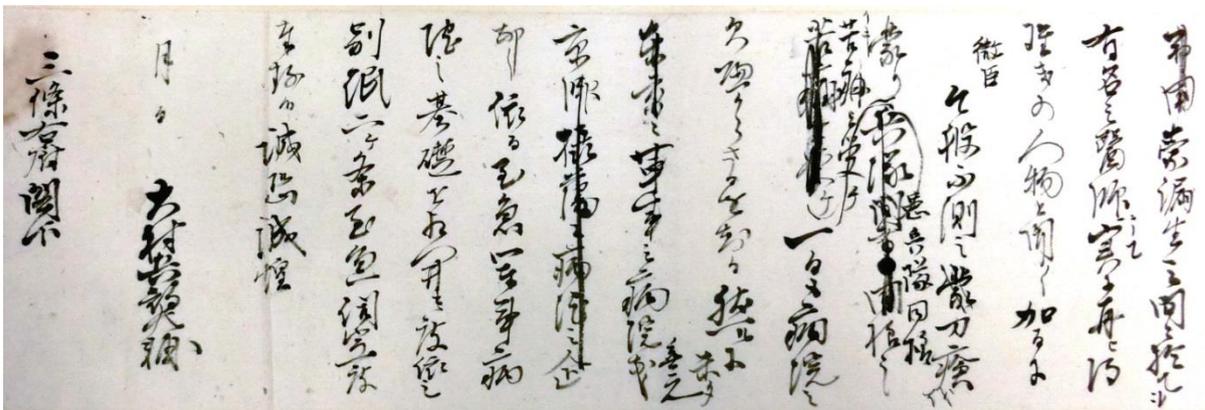
目次 1

解説 2

解説文書一覧 6

凡例 8

大村益次郎の生涯を読む 9



95 大村益次郎書状案（三条実美宛）／明治2年10月

解説

平成29年度の古文書実践講座1班は、「大村益次郎の生涯を読む」と題し、当館が所蔵する「大村益次郎文書」および「一般郷土史料」の中から、大村益次郎の生涯をたどることができるとして、彼が書いた手紙など計一〇六点を選び解読した（詳細は後掲解読文書一覧表）。解読した文書の大部分を占める「大村益次郎文書」は、大村家に伝えられた大村益次郎に関する文書で、「宣言」「永敏卿御履歴ニ係ル書類」「書簡帳」「大村家什書」「永敏卿御葬儀ニ係ル書類」などのほか、明治・大正期の大村先生記念会に関する文書などを含む。これらは大村益次郎先生伝記刊行会編『大村益次郎』編纂時に利用され、同書で翻刻されたものも一部あるが、これだけまとまった形で翻刻紹介されたことはない。

以下、大村益次郎（慶応元年十二月五日までは村田蔵六）の生涯を簡単に追いつながりながら、講座で解読した文書の概要を述べておきたい。なお、以下の文書番号「No.〇」は解読した文書順に付けた便宜的なものである。各文書に対応する当館での請求番号は、後掲解読文書一覧表および各解読文上部の注記を参照されたい。

*1 大村の生涯については、後掲の参考文献（特に『幕末維新の仕事師「村田蔵六」大村益次郎』および「大村益次郎履歴材料」（毛利家文庫 73 藩臣履歴 64）を参考にした。

*2 刊行された大村益次郎の関係文書としては、内田伸編『大村益次郎文書』（昭和五十二年 マツノ書店）・同『大村益次郎史料』（平成十二年 マツノ書店）がある。これは、大村益次郎旧宅を移築した寺の襖の下張りから、内田氏が書状（大村宛および大村書状の控など）、大村自筆の覚書・原稿などを丹念に取り出し、整理・翻刻した史料集である。

（1）宇和島藩時代

村田は一八才で三田尻・梅田幽斎の枕流亭に入塾し学問を始める。そののち日田・広瀬淡窓の咸宜園、大坂・緒方洪庵の適塾で学び、適塾では塾頭を務めるほどであったが、嘉永三年（一八五〇）、二六才の時に故郷鑄銭司村へ戻り地下医となる。ところが村田は、嘉永六年（一八五三）九月、故郷を離れ宇和島藩へと向かう。同地で「蘭書翻訳御用」などを務めると、翌安政元年（一八五四）二月、月々米六俵の扶持で同藩に召し抱えられた（No.1）。以後同藩で、洋書の翻訳、砲身製造、長崎での蒸気船見学、軍艦雛形製造などに携わる。安政三年三月、藩主参勤に随従して江戸へ上る。

No.1〜5は安政元年〜三年に宇和島藩が村田へ与えた沙汰書で、扶持米支給、長崎派遣、江戸派遣、翻訳出精褒賞などに関するものである。宇和島藩と村田との関係を示す文書として注目される（当館が所蔵する唯一の宇和島藩の文書でもある）。このうちNo.1は、安政元年二月、同藩が村田に月々米六俵の扶持米支給を決めた沙汰書

で、今回解読したものの中では最も古い。宛名は「村田亮庵(良庵)」とある。村田は安政元年三月に名前を「良庵」から「蔵六」に改名しているので、良庵時代の文書として貴重である。

(2) 江戸滞在時代

安政三年(一八五六)十一月、村田は江戸で私塾鳩居堂を開く。開設当日の入門者八名のうち六名が加賀藩出身者であったという。そのうち入門者は増え、文久二年(一八六二)までの入門者は一六〇名に及んだ。年末詳のNo.6は、三浦八郎左衛門と名越春三郎の両名が、「藩中之者共致入塾、彼是預御世話候」御礼として銀十枚を村田に贈った時の書状である。鳩居堂と加賀藩の関係を踏まえると三浦と名越は加賀藩士である可能性が高い(幕末期の加賀藩士に両名の名がみえる)。また村田は、招かれて幕府の講武所や蕃書調所にも出仕し、同所で洋書(西洋兵書)の翻訳、講義などを行った。No.7〜12は、文久年間に幕府がそれら用務を村田に命じた申渡書や、村田の功績に対する褒状などである。

(3) 長州藩士時代

万延元年(一八六〇)四月二十六日、長州藩が村田を正式に召し抱える。村田は、「身柄一代兵学者御雇」(「身柄一代士御雇」という身分で年二五俵を支給され、遠近付(大組の下)に編入された。江戸在任のまま(「定府之形」)であった(「大村益次郎履歴材料」

およびNo.19など)。村田は、文久元年(一八六一)一月に一時帰国するが、そのおり一月二十八日付けで御手廻組に編入された(No.13)。藩の兵学研究機関・博習堂の御用懸を務めた後、四月に帰府した。No.14は文久三年(一八六三)六月四日、江戸の村田に長州藩が帰国を命じた際の文書である。翌元治元年(一八六四)、国元で村田が命じられた様々な職務を示すのがNo.15〜18、20〜26である。No.19は元治元年七月五日付けで藩が村田に年間金五〇両(盆暮に二五両宛)の支給を決めた際の文書である。

元治の内戦後、藩内に抗幕政権が成立し、幕府への「武備恭順」が方針となると、村田は藩の軍事改革の担当者として抜擢される。慶応年間、村田が「御軍政一途之御用」「三兵教授役」「海軍御用掛」などの職務を命じられたことを示す文書がNo.27〜29、32、35〜42である。慶応元年(一八六五)閏五月六日付けのNo.31は、村田が禄一〇〇石で大組士に取立てられた時のものである。大出世であった(なお大組が根組となったが、従来通り御手廻組に編入された)。No.43「慶応三卯年分差引一紙」は大村の「給与明細書」である。

(4) 維新政府時代

慶応四年(明治元年・一八六八)一月の鳥羽伏見の戦いの後、世子毛利元徳に従い入京した大村は、二月二十日、維新政府の軍事を司る軍防局判事に任命される。任命時の文書はないが、No.46に「軍

防局判事大村益次郎」の名がみえる。閏四月、大村は江戸へ派遣され、五月には上野戦争で彰義隊を鎮圧する。その後大村が「江戸府判事」「鎮台府民政会計掛」に任じられたことを示すのがNo. 47・48である。

上野戦争後、奥羽越列藩同盟諸藩との奥羽戦争において、大村は事実上の最高指揮官として活躍する。No. 96～100は、大村が維新政府の会計担当者江藤新平らへ宛てた書状で、奥羽戦争時の軍費調達の様子をうかがわせる。これらは「一般郷土史料」の中の文書である。5点は一括して巻子に表装されている。

奥羽戦争終結後、十月に大村が「軍務官副知事」（事実上の軍政トップ）に任じられたことを示すのがNo. 50、奥羽平定の功績により、政府より太刀料三〇〇両を下賜された際の文書がNo. 53である。太刀料下賜（および天盃下賜）は従来十月の出来事とされ、大村が父に宛てた書状（No. 74）でもそれが確認できるが、なぜかNo. 53の文書には「十一月」と記されている（理由不明）。十一月二十八日、明治天皇が東京の浜御殿において軍艦に試乗する。翌二十九日、これに功のあった大村に褒美が下賜された際の文書がNo. 54である。

明治二年七月八日の官制改革により兵部省が新設されると、戊辰戦争で多大な功績のあった大村が兵部大輔に任命された。大村は同省の実質的トップとして新政府の軍制改革に着手する。同月、大村

は「兵学校取建并器械製造御用」（大阪での兵学校開設および軍事施設設置）とその後の帰郷を認められ、東京を発ち京阪方面へと向かう。No. 55～58は、政府の辞令書と政府に帰郷を求めた大村の願書である。大村は帰郷のため三〇日の暇を願い出、いったんは認められたが（No. 58）、その後政府は「至急御用」のため一五日に短縮して東京に戻るよう指示している（No. 57）。

なお、No. 75、79、81～86、88、90、92、93は多くが明治元々二年時のものと推測されるが、内容について十分な検討に至らず、読みも再検討を要する箇所が残った。今後の課題としたい。

（5）遭難・死去

明治二年九月四日、大村は滞在先の京都で八名の兇徒に襲撃される。奇跡的に一命を取り留めたものの、次第に病状は悪化し、蘭医ボードウインらの治療の甲斐なく十一月五日死去した。享年四五歳。大村に諸氏を送った見舞状三九通は平成28年度実践講座で解読した（当館ウェブで公開済）。昨年度未読の木戸孝允見舞状二通がNo. 101・102である。政府からの見舞状がNo. 60・61である。

死期が近づいた大村は、十月十六日付けで三条実美宛に書状を送り、当時冷遇されていた蘭医ボードウインの帰国引き止め、および軍事病院設立の必要性を強く訴えた。病床で「仰臥のまま苦痛を堪へ忍んで」書いたという手紙は、『大村益次郎』に写真版が掲載され

ている（原本は三条家所蔵）。No. 95はその手紙の下書きである。推敲過程がわかるよう、この文書に限り抹消部分も翻刻した。

No. 62は、益次郎死後、山本藤左衛門次男松二郎が大村家督を相続することを認められた際の文書である。

（6）父・妻琴宛て大村書状

No. 63～67、69、71～74、76～78、80、94、103～106は大村（村田蔵六時代も含む）の書状で、ほとんどが父および妻・琴に宛てたものである。『大村益次郎』で翻刻されたものも一部ある。書状からは、例えば、久々の帰郷にあわせ畳替えを琴に頼むにあたり、「たみみの床は中の分でよい」と釘を刺す姿（No. 103、明治二年八月二十五日付け）や、重傷を負い自ら病床にありながら、故郷の父の身を案じ、寒さを凌ぐ「ふらねる肌着」（フランネル〈毛織物〉の肌着）を送る父思いの姿（No. 78、明治二年十月十八日付け）などが垣間見え、大村の人となりを知る貴重な資料といえる。

【参考文献】

大村益次郎先生伝記刊行会編『大村益次郎』（マツノ書店 復刻一九九九年）

山本栄一郎著・大村益次郎没後一五〇年事業実行委員会編『幕末維新の仕事師「村田蔵六」大村益次郎』（二〇一六年）

○平成29年度古文書実践講座1班 受講生

中村省一・山本公吉・斎藤美穂子・坪内以延・山中トシ子（順不同）

（サポート）

山崎一郎・和田秀作・吉積久年（山口県文書館）

「大村益次郎の生涯を読む」解説文書一覧

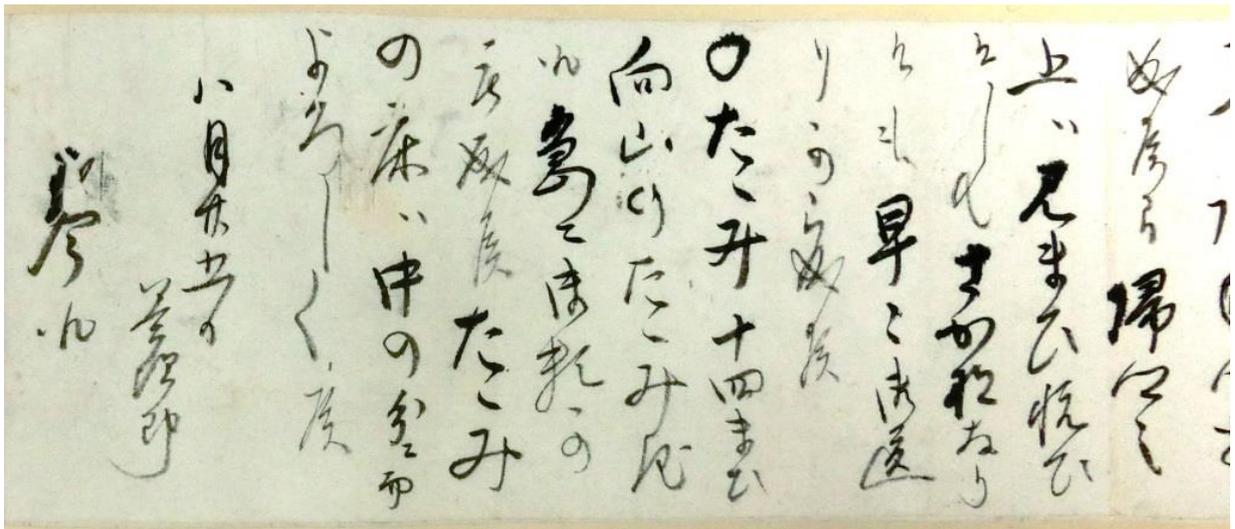
頁	No.	文書名	年月日	差出・宛	請求番号
10	1	宇和島藩沙汰書(月々米6俵扶持)	(安政元年)2月12日	(→村田亮庵)	大村 11
10	2	宇和島藩沙汰書(長崎派遣)	(安政元年8月ヵ)	→村田蔵六	大村 14
10	3	宇和島藩沙汰書(出府支度料・留守扶持)	(安政3年)1月	(→村田蔵六)	大村 19-2
10	4	宇和島藩沙汰書(出府御仕成)	(安政3年)1月12日	(→村田蔵六)	大村 19-1
11	5	宇和島藩沙汰書(翻訳書出精褒賞)	(安政3年3月1日)	(→村田蔵六)	大村 12
11	6	三浦八郎左衛門・名越春三郎書状(藩士入塾御礼)	12月	→村田蔵六	大村 20
11	7	幕府申渡書(講武所にて蘭書講釈褒状)	(文久元年1月ヵ)	→村田蔵六	大村 16-1
11	8	幕府申渡書(講武所にて西洋兵書講釈褒状)	(文久元年1月ヵ)	→村田蔵六・原田敬策	大村 16-4
12	9	幕府申渡書(講武所にて蕃書取調褒状)	(文久3年ヵ)	→村田蔵六	大村 16-2
12	10	幕府申渡書(講武所にて蕃書取調褒状)		→村田蔵六・原田吾一	大村 16-3
12	11	水野正之助・松野三平二御用状(蕃書取調所呼出)	(安政4年ヵ)9月22日	→村田蔵六	大村 16-5
12	12	幕府申渡書(軍政規律書取調の件)	(文久3年ヵ)2月	→村田蔵六・原田吾一	大村 22
13	13	松原太郎衛門・佐々木八郎兵衛御用状(御手廻組入の件)	(文久元年)1月28日	→村田蔵六	大村 15-3
13	14	萩藩加判衆連署奉書(御国住居の件)	(文久3年)6月4日	→村田蔵六	大村 15-2
13	15	御意書(装條銃打方陣方等規則取調)	(元治元年)2月17日	→村田蔵六	大村 17-1
13	16	御意書(兵学教授役)	(元治元年)2月24日	→村田蔵六	大村 17-2
13	17	御意書(三田尻砲台場所見合)	(元治元年)2月10日	→馬屋原右兵衛・村田蔵六	大村 17-3
14	18	御意書(鉄燗御用取調)	(元治元年5月)	→村田蔵六	大村 17-5
14	19	御意書(金50両下賜)	(元治元年7月5日)	→村田蔵六	大村 10
14	20	御意書(御手当方日勤)	(元治元年8月1日)	→村田蔵六	大村 17-6
14	21	御意書(軍政引除取計)	(元治元年8月29日)	→村田蔵六	大村 17-8
15	22	御意書(役差替)	(元治元年11月11日)	→村田蔵六	大村 17-11
15	23	御意書(博習堂御用掛)	(元治元年11月晦日)	→村田蔵六	大村 17-12
15	24	御意書(御政務座合一)	(元治元年)	→御手当方	大村 17-7
15	25	御意書(応接として小郡派遣)	(元治元年ヵ)	→村田蔵六	大村 17-9
15	26	御意書(赤間関派遣)	(元治元年ヵ)	→村田蔵六	大村 17-10
15	27	御意書(御手当御用掛)	(慶応元年3月13日)	→村田蔵六	大村 17-4
15	28	御意書(御手当御用掛・兵学校御用掛)	(慶応元年3月13日)	→村田蔵六	大村 18-2
15	29	御意書(御用所添役・御軍政一途御用)	(慶応元年5月27日)	→村田蔵六	大村 18-4
16	30	御意書(御手廻組行形の事)	(慶応元年閏5月6日)	→村田蔵六	大村 18-3
16	31	御意書(大組取立、禄高100石)	(慶応元年閏5月6日)	→村田蔵六	大村 13
16	32	御意書(新武具方御用掛)	(慶応元年)	→村田蔵六	大村 18-1
16	33	御意書(貸渡残金返納の事)		→村田蔵六	大村 15-1
17	34	田原三之允御用状(御奥呼出)	7月13日	→村田蔵六	大村 19-6
17	35	御意書(三兵教授役・御軍政方御用兼帯)	(慶応2年4月)	→大村益次郎	大村 18-5
17	36	御意書(海軍御用掛)	(慶応2年12月)	→大村益次郎	大村 15-6
17	37	御意書(御軍政御用掛、政事堂出勤)	(慶応2年ヵ)8月6日	→大村益次郎	大村 15-10
17	38	御意書(三兵教授役)	(慶応3年)4月19日	→大村益次郎	大村 15-8
17	39	御意書(陪臣大隊御用掛)	(慶応3年)4月19日	→大村益次郎	大村 15-9
18	40	御意書(御用所助役、御軍制引除所勤)	(慶応3年10月27日)	→大村益次郎	大村 15-4
18	41	御意書(三兵教授方)	(慶応3年)	→大村益次郎	大村 15-7
18	42	御意書(御用所本役、御軍制引除所勤)	(明治元年)1月17日	→大村益次郎	大村 15-5
18	43	慶応三年卯年分差引一紙	明治元年1月	御手廻処→大村益次郎	大村 21
19	44	呼出状	明治元年4月1日	辨事役所→大村益次郎	大村 25-1
19	45	呼出状	明治元年4月7日	辨事役所→大村益次郎	大村 25-2
19	46	関所通行証(軍防局判事大村益次郎)	明治元年4月27日	辨事伝達所	大村 24-1
19	47	任命状(江戸府判事兼帯)	明治元年5月	→大村益次郎	大村 27
19	48	任命状(鎮台府民政会計掛)	明治元年6月	→大村益次郎	大村 28
20	49	呼出状	明治元年9月13日	→大村益次郎	大村 23
20	50	任命状(軍務官副知事)	明治元年10月	行政官→大村益次郎	大村 29
20	51	呼出状	明治元年10月16日	辨事→大村益次郎	大村 24
20	52	呼出状	明治元年10月19日	辨事役所→大村益次郎	大村 25-5
20	53	褒状(太刀料300両下賜)	(明治元年)11月	行政官→大村益次郎	大村 24-2

「大村益次郎の生涯を読む」解説文書一覧

頁	No.	文書名	年月日	差出・宛	請求番号
21	54	褒状(帝御乗艦諸事行き届きにつき)	明治元年11月29日	行政官→大村益次郎	大村 31
21	55	太政官沙汰書(兵学校取建等につき上京の事)	(明治2年)7月	→大村兵部大輔	大村 26
21	56	大村益次郎願書(暫時帰国)	(明治2年)7月	→辨事	大村 31
22	57	太政官沙汰書(帰国後東京へ罷出る事)	(明治2年)7月	→大村兵部大輔	大村 30-1
22	58	大村益次郎願書(在郷30日御暇)	(明治2年)7月19日		大村 30-2
23	59	兵部卿嘉彰親王御内書(中元祝儀下賜)	(明治2年)7月19日	→兵部大輔(大村益次郎)	大村 25-3
23	60	太政官沙汰書(遭難慰問品下賜)	(明治2年)9月	→大村兵部大輔	大村 32-1
23	61	留守所沙汰書(療養中慰問菓子下賜)	(明治2年)10月	→大村兵部大輔	大村 32-2
23	62	大村益次郎跡相続沙汰書	明治2年12月28日	→大村益次郎跡(松二郎)	大村 34
24	63	村田蔵六書状	(元治元年カ)5月27日	→父上様	大村 37
24	64	村田蔵六書状	6月10日	→市蔵	大村 37
25	65	村田蔵六書状	(安政2年)6月28日	→父上様	大村 37
26	66	村田蔵六書状	7月14日	→父上様	大村 37
26	67	村田蔵六書状カ			大村 37
27	68	牛壳渡事他一ツ書			大村 37
28	69	村田蔵六書状	(慶応元年5月カ)閏月7日	→父上様	大村 37
28	70	御意書写(大組取立、禄高100石)	(慶応元年閏5月6日)	→村田蔵六	大村 37
28	71	大村益次郎書状	(明治2年)3月22日	→父上様	大村 37
29	72	大村益次郎書状	(明治2年)5月27日	→琴	大村 37
29	73	大村益次郎書状	(明治2年)8月25日	→父上様	大村 37
30	74	大村益次郎書状	(明治元年)10月2日	→父上様	大村 37
31	75	褒賞金大略書			大村 37
31	76	大村益次郎書状	(明治2年)10月10日	→藤村御尊父様	大村 37
32	77	大村益次郎書状	(明治2年)10月10日	→藤村文恭	大村 37
32	78	大村益次郎書状	(明治2年)10月18日	→藤村尊大人	大村 37
33	79	覚(御用状送状)	(明治元年カ)7月6日	陸軍将執事	大村 37
33	80	大村益次郎書状カ	(明治元年カ)17日		大村 41
34	81	伺書(松平容保父子の事)			大村 41
34	82	三条実美指示書			大村 41
34	83	龍虎隊岡野精一郎・市中取締石垣周蔵事			大村 41
34	84	信州松代長谷川深美事			大村 41
34	85	本堂・菅沼等事			大村 41
35	86	沙汰書(御門堅め藩兵交替の件)			大村 41
35	87	褒状写(太刀料300両下賜)	(明治元年)11月	行政官→大村益次郎	大村 41
35	88	補相ノ任・会計官・民部官・会計基本等書上			大村 41
36	89	沙汰書写	(明治元年10月)		大村 41
36	90	鉄砲・海軍士官・小銃局等書上			大村 41
36	91	某書状	10月1日		大村 41
36	92	参謀・先鋒・中軍等書上			大村 41
37	93	加藤仙三郎事			大村 41
37	94	村田蔵六書状	9月21日		大村 41
38	95	大村益次郎書状案	(明治2年)	→三条右府閣下	大村 41
40	96	大村益次郎書状	(明治元年)8月8日	→江藤新平・長谷川仁左衛門	一般郷土 貴重10
40	97	大村益次郎書状	(明治元年)8月16日	→江藤新平・長谷川仁左衛門	一般郷土 貴重10
41	98	大村益次郎・吉村長兵衛書状	(明治元年)8月29日	→江藤新平・長谷川仁左衛門	一般郷土 貴重10
41	99	大村益次郎書状	(明治元年)9月24日	→江藤新平・長谷川仁左衛門	一般郷土 貴重10
42	100	大村益次郎書状	(明治元年)8月7日	→江藤新平・長谷川仁左衛門	一般郷土 貴重10
42	101	木戸孝允書状	(明治2年)9月30日	→蔵六先生	大村 66
43	102	木戸孝允書状	(明治2年)10月17日	→蔵六先生	大村 64
44	103	大村益次郎書状	(明治2年)8月25日	→琴	大村 41
45	104	大村益次郎書状	(明治2年)3月20日	→琴	大村 41
46	105	大村益次郎書状案カ	(明治元年)10月24日		大村 41
47	106	大村益次郎書状	(明治元年)3月13日	→琴	大村 41

凡例

- 一、当史料は平成29年度古文書実践講座1班が解読したものである。
- 一、漢字は原則として常用漢字を使用した。
- 一、変体仮名及び慣用的合字は、「江」(え)、「而」(て)、「者」(は)を除いて、原則として平仮名に改めた。
- 一、適宜、読点および並列点を付した。
- 一、抹消部分は原則省略し、訂正部分を本文とした。ただし、No.95のみ抹消部分を残して翻刻した。
- 一、説明として加えた傍注は()で示した。
- 一、本文右上に小活字()書きで付した数字は、講座で用いたテキストの頁数を示している。頁の区切りには破線を入れた。



103 大村益次郎書状(琴宛) / 明治2年8月25日 *部分

大村益次郎の生涯を読む

①
*大村 11

①
大村亮次郎
村田亮庵義 去冬以来御当地江

被相留 蘭書翻譯御用等相勤

候二付、御扶持方雜用金等被下

置候処、近々妻義も罷越候趣二付

是迄之御仕成者被成御引上、以来

月々米六俵充為雜用被下置候間、

尚又御用向出精可相勤、且又門人

取立等之義も被成御頼候間、此旨其身へ

申聞候様大野昌二郎江可被申聞候、

以上、

○
(安政三年)
二月十二日

②
*大村 14

②
御小性頭江
(姓、以下同)

村田蔵六

今度渡来之蘭人より軍艦

製造且乗前等修業之儀

公边江御願被成候処、御願濟二

相成候間、右為御用長崎江被差遣

来ル廿日出立被仰付候間、

此旨申聞候様大野昌二郎江

可被申聞候、

○
(安政五年八月九)

③
*大村 14-2

③
村田蔵六儀 此度出府被

仰付候二付、為支度料金式拾兩

御仕成被成、在府中留守扶持

式人分被下置、是迄之居宅も

前体御貸被置候間、其旨申聞

候様大野昌二郎江可被申

聞候、以上、

○
(安政三年)
正月

④
*大村 191

④
村田蔵六儀 御吟味合在之当夏

出府被仰付、於彼地御用も可被

仰付候間、

御參勤前後之内支度調次第

可致発足、右二付左之通御仕成

被成下候間、委細之儀者御役人中

可承合、尤着府候ハ、御屋敷内

桑折中務御長屋江加宿被

⑤
仰付候間、其旨申聞候様梁川
(宇和島藩士)

壮左衛門江可被申聞候、以上、

○
(安政三年)
正月十二日

一 夫老入

一 両掛挾箱壹荷

一 旅籠料

一 小遣

ノ

江戸表逗留中

一 御扶持方式人分

一 壹ヶ月金貳両宛

○

【5】
*大村 12

⑤

御小性頭江

金子足 村田蔵六

右是迄度々翻訳書被

仰付候処、致出精出来立も

宜二付、御目録被下置候、此旨

申聞候様大野昌三郎江可

被申聞候

○ (安政二年三月一日)

【6】
*大村 20

⑦

〔端裏ワラ書
（墨引）〕

村田蔵六様

三浦八郎左衛門
名越春三郎

以手紙致啓達候

然者藩中之者共

致入塾彼是預

御世話候段被承之、

依而目録之通

白銀十枚被相■之候
（*昌福七書）

此段可得御意旨

就被申、如此御座候、以上

十二月

○

【7】
*大村 161

⑧

〔端裏ワラ書〕

村田蔵六江

銀五枚 村田蔵六

講武所江罷出

蘭書講釈相勤

候二付、為御褒美

被下旨大和守殿
（*中久世氏周）

被仰渡候、依之申渡

○ (文久元年一月九)

【8】
*大村 161

⑨

〔端裏ワラ書〕

村田蔵六江
原田敬策

村田蔵六
（*岡山藩）

原田敬策

講武所江罷出西洋

兵書講積可致旨

大和守殿被仰渡候

依之申渡、

(文久五年一月九)

○

【9】
*大村 16-2

(10)

〔端裏ウツ書

村田蔵六江〕

銀拾枚 村田蔵六

講武所蕃書

取調之御用出精

相勤候二付、被下候旨

(老中大田資始)

備中守殿被仰渡候、

依之申渡、

(文久三年九)

○

【10】
*大村 16-3

(11)

〔端裏ウツ書

村田蔵六
原田吾一江〕

銀拾枚ツ、村田蔵六

(旗本・兵登者)

原田吾一

講武所蕃書取調

御用骨折相勤候二付、為

(老中松平信義)

御褒美被下候旨豊前守殿

被仰渡候、依之申渡、

○

【11】
*大村 16-5

(12)

〔端裏ウツ書

村田蔵六殿 水野正之助
松野三平二〕

御用之儀有之候間、

明廿三日蕃書調所江

可罷出旨謹一郎殿

(五貫)

被申渡二付、此段

申達候、以上、

(安政四年九)

九月廿二日

○

【12】
*大村 22

(13)

〔端裏ウツ書

村田蔵六 原田吾一江〕

軍政之規律諸書

より参考いたし取調

可申候、

(老中水野忠精) (老中井上正直)

右和泉守殿・河内守殿江

申上此段申渡、

(文久三年九)

二月

○

【13】
*大村 15-3

村田蔵六

右御諡儀之趣有之

候二付御手廻組江被相加

候事

(ここに切り込みあり)

別紙之通御沙汰相成

候条左様御承知

候様二と存候、以上、

正月廿八日

(文久元年)

(端裏ウツ書)

〔墨引〕

八丁氏家彦十郎所

(蔵元両人役カ)

村田蔵六様

松原太郎右衛門

急キ

佐々木八郎兵衛

(遠近カ)

【14】
*大村 15-2

一筆申入候、御自分事

江戸御中屋敷番

被差替御国住居

被仰付候条、可被得

其意候、恐々謹言、

(文久三年)

福

相模

六月四日

親仍 (印)

児 若狭

(墨)

栗 帶刀

○ 村田蔵六殿

【15】
*大村 17-1

〔墨筆〕
二月十七日

村田蔵六

右装條銃打方陳

法等規則取調候様

被仰付候事、

(元治元年)

○

【16】
*大村 17-2

〔墨筆〕
二月廿四日

村田蔵六

右兵学教授役

被仰付兵学校

入込被仰付候事、

(元治元年)

○

【17】
*大村 17-3

〔墨筆〕
二月十日

馬屋原右兵衛

村田蔵六

右三田尻砲台場所

見合として被差越

候事、

(元治元年)

○

【18】
*大村 17-5

〔異筆〕
「五月」

村田蔵六

右鉄燗御用取

調をも被仰付候事、

（元治元年九）

○

【19】

*大村 10

〔20〕
金五拾両

村田蔵六

右身柄一代士御

雇被召出候処、其

以前已ニ於江戸

御扶持方等被立

下候得共、御国

〔21〕

尊攘之御正意を

慕ひ家内をも引

連罷越候付而者、

迷惑筋不大

形、殊ニ近来御

国御多端之御中、

別而兵学引立、

〔22〕

海岸防禦筋

二おいても不容

易遂心配候付、格

別之御詮議を以

前書之辻身柄

一生盆暮両度

半方宛被立下候事、

（元治元年七月五日）

○

【20】

*大村 17-6

〔23〕
（ここに間取図あり。後筆）

村田蔵六

右御手当方日勤

被仰付候事、

（元治元年八月一日）

○

〔24〕

【21】

*大村 17-8

〔異筆〕
「子ノ八月廿九日」

村田蔵六

右御政務座之

御用御聞せ被成

軍政引除取計

被仰付候事、

（元治元年）

○

【22】
*大村 17-II

(25)
〔端ウラ・墨筆〕
「子之十一月十一日浦鞆負殿より被仰付」

村田蔵六

右追而御仕方有之、唯今

之御役被差替候事、

○ (元治元年)

【23】
*大村 17-II

(26)
〔異藝筆〕
「十一月晦日被仰渡 伊勢殿より」

村田蔵六

右博習堂御用掛

被仰付候事、

○ (元治元年)

【24】
*大村 17-I

(27)
御手当方

右御詮儀之趣

有之、御政務座

合一被仰付候事、

○ (元治元年)

【25】
*大村 17-9

(28)
村田蔵六

右心接として

小郡辺被差出候事、

○ (元治元年)

【26】
*大村 17-II

(29)
村田蔵六

右御用有之、赤間関

被差出、夷艦不残

出帆迄滞留被仰付候事、

○ (元治元年)

【27】
*大村 17-I

(30)
村田蔵六

右御手当御用

掛り被仰付

候事、

○ (慶応元年三月十三日)

【28】
*大村 18-2

(31)
村田蔵六

右御手当御用掛り

被仰付候事、

同人

右兵学校御用掛り

被仰付候事、

○ (慶応元年三月十三日)

【29】
*大村 18-I

(32)
村田蔵六

右被成

御意候、其方事

御用所添役被仰付、
御軍政一途之御用

引除所勤被仰付候条、

申談可遂其節候、

此段可申聞旨候事、

○ (慶応元年五月二十七日)

【30】
*大村 18-3

村田蔵六

右此度大組御譜代ニ

被仰付候得共、先達而

御手廻組江被相加候付、

行形之通被差置候事、

○ (慶応元年閏五月六日)

【31】
*大村 13

一高百石

兵学者

村田蔵六

右西洋兵学令研究

拔群ニ付、身柄一代

兵学者御履、年々

米式拾五俵宛被下置

候処、此度厚き

思召之旨有之、出格之

御心入を以、是迄之

俵子被召上、家業被成

御免、一ツ書之通被下之、

御根帳付ニ被成遣、大組江

被相加候事、

右可被申渡候、

○ (慶応元年閏五月六日)

【32】
*大村 18-1

村田蔵六

右根役より新御武具方

御用懸り被仰付、正木市太郎

申談相勤候様被仰付候事、

○ (慶応元年)

【33】
*大村 18-1

一金式拾両

村田蔵六

右内歎之趣有之、貸渡

被仰付候処、滞留中御

手当御用其外別而

骨折ニ付、格別之筋を以

半方拾両捨り被仰付、残り

金帛府之上返納被仰付

候事、

○

【34】
*大村 18-6

(37) 〔端ウラ〕
一 (墨引)
村田蔵六様 田原三之允

御用御座候間、只今
御奥御出勤可被成候

已上

七月十三日

○

(38)

【35】
*大村 18-5

大村益次郎

右被成

御意候、其方事

根役現勤被差除

三兵教授役被仰付、

尤御軍政方御用掛

兼帯被仰付候条

可遂其節候、此段

可申聞旨候事、

(慶応二年四月)

○

(39)

【36】
*大村 15-6

大村益次郎

右根役より海軍

御用掛被仰付候条、

杉孫七郎・松原音三

申談遂所勤候様

被仰付候事、

(慶応二年十一月)

○

【37】
*大村 15-10

(40) 〔端ウラ・墨筆〕
一 八月六日被仰渡

大村益次郎

右根役より当分御軍

政懸り被仰付、政事堂

出勤被仰付候事、

(慶応二年九)

○

(41)

【38】
*大村 15-8

大村益次郎

右被成

御意候、其方事只今之

御役被差替、是迄之通

三兵教授役被仰付候条、

可遂其節候、此段可申聞

旨候事、

(慶応二年)

○

(42)

【39】
*大村 15-9

大村益次郎

右当分陪臣大隊

御用懸被仰付候事、

(慶応三年)

○

〔40〕
*大村 154

(43)

大村益次郎

右被成

御意候、其方事

御用所助役被仰付、

御軍制引除所勤

被仰付候条、可遂其節候、

此段可申聞旨候事、

○ (慶応三年十月二十七日)

〔41〕
*大村 157

(44)

大村益次郎

右三兵教授方之

儀者是迄之通

相勤候様被仰付候事、

○ (慶応三年)

〔42〕
*大村 156

(45)

(端ウラ・墨筆)

〔辰ノ正月十七日被仰渡候事〕

大村益次郎

右被成

御意候、其方事

御用所助役被仰付

置候処、此度本役

被仰付、是迄之通

〔43〕
*大村 21

(46)

御軍制引除所勤

被仰付候条、可遂其

節候、此段可申聞旨候事、

○ (明治元年)

慶応三卯年分差引一紙

大村益次郎

一米四拾石

内

六石

但、堪忍料

五石

但、白紙切手返納

拾七石

但、旅役御馳走出来

拾貳石

但、御切手四通を以

手取

以上

受

一銀三拾目

但、繰卷銀受之

内払

貳分四厘

但、時かね料

九匁四分

但、辻番料

(48) 式厘九毛

但、諸上納包ちん

以上、九匁六分六厘九毛

残式拾目三分三厘零毛

手取

右之通御座候事、

(明治元年) 辰正月 御手廻処 印

○

【44】 *大村 25-1

(49) 御用之儀候間、

明二日八字無遅々

参

朝可有之候也、

(明治元年) 四月朔日 辨事

役所

大村益次郎殿

○

【45】 *大村 25-2

(50) 御用之儀候間、

明八日第十二字

参

朝可有之候也、

(明治元年) 四月七日 辨事

大村益次郎殿

○

【46】 *大村 24-1

(51) 右之者

軍防局判事
大村益次郎

大総督宮江依御用

東下候間、関場所

無滞通行可為致事、

(明治元年)

辰 辨事

四月廿七日 伝達所 印

○

【47】 *大村 27

(52) 大村益次郎

当官ヲ以テ江戸

府判事兼帯被

仰出候事、

(明治元年) 五月

○

【48】 *大村 28

(53) 大村益次郎 (ママ)

鎮台府民

政會計掛被

仰付候事、

(明治元年) 六月

○

【49】
*大村 23

大村益次郎

御用候条、明

十四日巳刻可致

登城候事、

(明治元年)
九月十三日

【50】
*大村 29

大村益次郎

軍務官副知

事被

仰付候事、

(明治元年)
十月 行政官

【51】
*大村 24

御用之儀有之

候間、明十七日巳

刻無遅々参

内可有之候也、

(明治元年)
十月十六日 辦事

○ 大村益次郎殿

【52】
*大村 25-5

御用之儀候間

明二十日巳剋参

朝可有之候也、

(明治元年) 弁事
十月十九日 役所

○ 大村益次郎殿

【53】
*大村 24-2

大村益次郎

春来久々之軍旅

大総督宮ヲ輔翼シ

運籌画策中、

其機宜東北速ニ

平定之功ヲ奏候段、

叡感不浅候、依之

不取敢為御太

刀料金三百両

下賜事、

(マ、明治元年)
十一月 行政官

○ 但シ東北一先平

定ニ至ルト雖モ前途

皇国御維持之儀

深ク

御苦慮被為遊候ニ付

尚此上紀律嚴肅ニ

相守り誠実を旨ト

し緩急可遂奉

公旨

御沙汰候事、

十二月 行政官

○

【54】
*大村 31

(61)

大村益次郎

昨日於浜殿

御乗艦

御試被遊候処、

艦中諸事行

(62)

届候段、

御満足ニ被

思食候、依之

此品下賜事、

(明治元年)
十一月廿九日 行政官

○

【55】
*大村 26

(63)

大村兵部大輔

兵学校取

建并器械製

造御用為取

調上京被

仰付候事、

(明治二年)
七月

太政官

○

【56】

*大村 31

(64)

臣素ヨリ浅慮短才

非常之寵遇ヲ蒙ルト

雖トモ不堪其任、加之昨秋

来屢健忘症ニ罹リ、

前後不行届ニシテ件々

齟齬之廉モ不少、恐恥

之至リ、速ニ辞職ヲモ

(65)

可奉願之処、兵馬

擾乱之際ナルヲ以テ、

今日迄不顧非才、奉汚

重職多罪之至ニ候、

然ル処頃日宿疴再

(勿紙・上部にあり)

難被及
御沙汰候事

發、方今海内平定ニ

至ルト雖トモ百事御多

端之折柄、重太之

事件失念健忘

致シ候テ者恐懼戰

慄之至ニ奉存候、依之

暫時御役被免御暇

賜リ候時者、一旦故国江

引取、他日身分相当

之御用ヲモ被為在

候節者、永ク

朝恩万分之一ヲモ

奉報度素願ニ有之

候間、仰キ冀クハ臣

愚衷御憐察被

成下、是迄之御役

被免速ニ御暇賜リ

度、此段偏ニ奉懇願

候、誠恐誠惶敬白、

(明治二年) 七月 大村益次郎

辨事

御中

○

[57]

*大村 30-1

(67)

大村兵部大輔

今般上京被

仰付、御用濟

之上、兼テ願之

(68)

通帰省在邑ニ

十日之御暇被

下置候処、至

急御用有之

(69)

用向精々速ニ

取捌、帰省在

邑十五日ニ相

(70)

弁シ、早々東京へ

罷出候様更ニ

(明治二年) 七月

御沙汰候事、

○

太政官

臣丞敏老父有リ、齡既

八十殊ニ近頃老衰

生死モ難計候間、今

一応存生中ニ面会給

仕致度存候、依而仰

(勿紙 上部にあり)

願之通御暇下賜候、尤上
京之上御用相濟次第帰
省可致候事

願ハ在郷三十日之御

暇賜度、此段宜敷

被逐執

奏候様奉懇願候、

以上、

(明治年) 大村從四位
七月十九日

○

昨日参

朝之処、此晒老疋

為中元御祝儀

被下候二付、可相違

旨二候、仍任幸

便御達申入候也、

(明治年) 兵部卿
七月廿九日

(大村益次郎)
兵部大輔殿

○

(大村益次郎)
大村兵部大輔

其方儀、不慮之

難二遇候段

宸憂被為在、為

御慰問、此品下

賜候事、

(明治年) 九月

太政官

○

(明治年) 大村兵部大輔

治療中為御

慰問、御菓子

(明治年)

一折下賜候、

猶精々療養

可相加候事、

(明治年) 十月

留守官

○

(明治年) 大村益次郎跡

右益次郎事令病死候処、

嗣子無之付、

御沙汰之趣を以、山本藤左衛門

次男松二郎江家統被仰付

被下候様、親類共より御断之趣、

如願知行高百石無相違

松二郎可令相統旨被

仰出候事、

明治二

十二月廿八日

○

○

【59】
*大村 35-3

【60】
*大村 32-1

【61】
*大村 32-2

【62】
*大村 34

御自書具拜読仕候

愈御満堂様御勇

健之由珍重奉存候

然ハ山尾庸蔵刀

相渡呉候様申来り、

其儀承知仕候得共、

右ハ鷹兎(子)ニ有之

候故、今度之事ニ

相成兼候間、来月

五日頃ニ

殿様南原江御出相

成大練操有之候間

其節此方より持せ

可申候、猶又文恭

焼酎同断、南

原之節持せ可

申候、以上、

追々暑之候ニ相成申

候間、随分御自愛

專ニ奉存候、早々頓首

(元治元年)
五月廿七日 村田蔵六

父上様

○

金子拾貳両、長浜屋

忠次郎より高美文次江

相渡し可申筈之処、

文恭より七両文次江

相渡し候由、左様相

成候得ば、残り五両

忠次郎払不足力、又ハ

秋穂ニ而請取五両

取おさへ候ニ可有之候間、

此段御詮索被成下、

忠次郎より御請取置

被下、其許江預ケ置可申候、

若し又秋穂ニ而取

おさへ候ハ、八月御

渡し之扶持方今

年分八俵より差

引被成下度候、

○尚又先年文恭

出府之節、長浜屋より

三兩借用致し候由、

此分ハ右拾貳両之

外ニ手形三兩五月

下旬ニ長浜屋江送り

(82)

候間、兎モ角モ金

子拾貳両之辻長

浜屋より払出可致

筈罷成居候、

○金子手形五両

高実文治より御受取

被成、長浜屋之金

御取縮可被下候、

六月十日

蔵六

市蔵様

○

(83)

甚暑之節ニ相成申候処、愈

皆様御壮栄之由珍重ニ

奉存候、二ニ小生も無異ニ

消光仕候、乍滞御報知可被下候

此度野村清兵衛殿被来、

お琴帰度由申候得共、

小生長崎行八月始ニ

相成可申候、未タシカト御沙

汰ハ無之候得共、内々御

側頭より御内意有之、

其覚悟ニ而心したく

可致置由ニ候、然而ハ

湯屋仁太郎江之返金

心ニ懸り候得共、今年

(84)

も少々ハしたく入用ニテ、

此節手元ニ金子

無之、何レ長崎発足

前ニ差送り可申

候間、何卒其節迄

御引延し可被下候、

○祖父三十三廻忌之事

別紙誓安寺ニ遣し候間、

可然御取計らひ可被下候、

○父上年賀之事、

何卒節季又ハ来春

迄御引延べ可被成下、

○此節ハ彼の軍艦雛

形御作り立ニ而、日々

(85)

御殿江出勤仕候、右雛

形七月末ニハ成就可致候、

其後長崎江又々乗り

まへ稽古ニ可参候、

○江戸も「アメリカ」「ヲロシヤ」

「イギリス」三ヶ国江交易

御免相成候由、

(安政二年カ)
六月廿八日

蔵六

父上様

○

【66】
*大村 37

五月廿五日御認之書状

慥ニ披見仕候、委細ハ

殿様御帰城之節

申上候、定而此節ハ最

早紙面御落手ト奉

察候、当地御発駕

之節廿五石遠近

付ニ被仰出候、尚又

地下暇之儀委細承

知仕候、

○当地も

殿様御発駕後ハ

為何事も無之無異

○
二御座候、尚又小生身

上も其後ハ為何事も

無之候得共、御内意

ニ而大番詰被仰

候様可申聞候、未夕

表向キ之御沙汰

無之候、左様候得ば

九十石ニ式人扶持

增高被下候由承り

申候、

余ハ後便申上度候、

追々御飛脚も是

○
よりハ宮市置ニ而

直頼ニ相成候、先ハ

時候御保護專一二

候、恐々頓首、

七月十四日

蔵六

父上様

○

【67】
*大村 37

只今錠泊之軍艦引払

候得ば、以来馬関海

峡通航之異船ハ飛脚船

商船ニ限り可申候、然ハ当

港江錠泊致し候而も、薪水

決亡之品を相乞ヒ候迄之

事ニして、為差応接は無

之候、只今出張之

人数佐甲江集居キ、

空然相待候は無益之事ニ被存

候間、別紙之通り被仰

付候而、為応接

出張致シ候者ハ一応引払被仰付

⑨①

可然様奉存候、万一

有廉事件ニ而当港江

錠泊致し候節ハ、只今

出張之人数ニ而事決シ

候訳ニも有之間敷候間、何レ

之道山口より別ニ

応接之人数出張可被

仰付候、且ツ錠泊之異船

も其時日ハ相待可申候間、

別ニ不都合之筋ハ有

之間敷候間○

○佐甲本陣も是レ迄之通り御

借上ケ相成、諸道具置

付ケニ致し、雨戸アリニ

而、佐甲江預ケ何時ニ而

も開席相成候様被仰

付度候事、

○長府江御用船一艘

是迄之通り何時ニ而も

罷出候様懸合置候事、

○御用達町人老人同断

○応接掛りとして松村

甲熊峯人新地会処

之手ニ附置、異船錠

泊之節ハ会所番人

(後々)

○

⑨②

一牛売渡之事

一佐甲御仕向之事

一鳥半算用

之事

以上

一砲隊引受之事

○

⑨③

【68】
*大村 37

一昨日ハ久々ニ而
得拜眉珍重奉

賀候、然ハ私事

不存寄、今日

於政事堂別

紙之通被仰付、

難有仕合奉存候

就而ハ酒壺樽

○

肴令進覽候間、

親類中江御

披露可被下候

私鳥渡参見

仕度存候得共

何分此間申

上置候通日勤

ニ而多忙不得

其意候、恐々謹言、

○

(慶心元年閏五月九)
壬月七日

村田蔵六

永(花押)

父上様

○

(96)

一高百石

兵学者

村田蔵六

右西洋兵学令研究拔

群二付、身柄一代兵学

者御履、年々米式拾五

俵宛被下置候处、此度

厚き

思召之旨有之、出格之

御心入を以、是迄之俵

子被召上、家業被成御免、

一ツ書之通被下之、御根帳

付被成遣、大組江被相加候

事、

○

○

爾来御満堂様御多祥

珍重存候、二二三下拙も無事

来ル廿八日

至尊も御着輦、

何分御用繁り帰国

も成兼殆ント当惑、

乍然五月六月之

間ニハ必ス帰国卜存候

随分時候御自愛

專一ニ存候、恐々

頓首

三月廿一日

益次郎(花押)

父上様

○

その後御地皆様

御無事之由目

出度存候、箱た

ての戦(戦争)そうも今

月八日より相初り、

いまだかた付ず、

近々の内勝利

相成候へ者、帰

国可致含ニ候、

六月朔日之頃

よりこゝ元発足

致し、七月中頃

ニハかならず帰

国之積り候、

若殿様も御

【72】
*大村 37

着後御機嫌

克珍重ニ存候、

桜井慎平も

此間奥州仙台

まで被参、今日

帰り申候間、序

之節無事之

事を名田島江

御申越可被成候

五月廿七日

益次郎

琴江

尚々高ノ子其外江

よろしく御

申被下度候、

○

追々秋冷相催候処、

愈御満堂様御壮栄

之由、珍重ニ存候、然ハ

小生も七月廿七日東

京発足ニ而、木曾路

ヲ登り、去ル十三日京

【73】
*大村 37

着仕候、追々撰坂

之間ニ御用有之、去ル

廿日下坂仕候、御用

(一)

濟次第来九月中

旬ニハ爰許出帆ニ而

鳥渡帰郷、其節

拝面可仕候、余ハ

期拝青万縷

申縮候、恐々頓首、

八月廿五日
(明治二年)

益次郎(花押)

父上様

○

74

*大村37

春已来愈御多祥奉

拝賀候、然ハ天下ニ

改革之秋ニ当リ、当

二月

若殿様御供仕上京

直様

朝廷軍務官判事

被仰付、続而関東

物擾敷ニ付、閏四月初

関東下向被

仰出、早速蒸気船

ニ而江府江着、其後

上野東叡山戦争、

追々奥羽戦争ニ至リ、

会津落城、遂ニ今

日天下平定候処、

豈計ンヤ、

(一)

至尊東京江被為

成、今二日

大総督宮被免、即

刻於

御前拝領物御

太刀料として金三百兩

被下、続而恐多クモ

於

御城

天盆被下候、依而

御書下ケ共ニ金三百

兩、吉富音之助差

返し進せ候間、御

落手被遊可然様御

取計奉希候

御書ハ永ク家ニ残シ置

度、金三百両ハ朝夕

酒肴料ニ御用ヒ被

(一)

下候ハ、別而難

有奉存候也、

尚御老体御保養

是折候、

(明治元年)

十月二日

益次郎(花押)

父上様

○

(一)

大略

今般之褒賞金三十万両

其身一代限、

是カ為ニ三十万石ヲ宛テ行ヒ、

賞金皆済之後ハ之ヲ軍務

官江宛テ行フ、依テ之ヲ軍務

官之取扱フ処トス、

戦争ヲ五分二分ツ、

伏水一分 六万両

伏水ノ戦争、其功ハ諸戦争三分

一二当レリ、依テ賞十万両配当

【75】
*大村 37

スベキ同理ナレトモ、六万両ヲ与、其

故ハ人数少ナシ、故ニ配金六万

両ヲ以テ充分トス、

関東一分 六万両

上野 総房 両野 小田原

○

(一)

代筆ヲ以申上候

向寒之節ニ御座候処、

先以御老体御機嫌能

被遊御座之由承り奉恐

賀候、扱私事過日

下坂之後、追日当府

病院にて蘭人大先生

「ホードイン」之治療

ニ預り居候処、此両三日

漸ク諸症ハ快方ニ

趣候哉ニ御座候へとも、何分

膝之疵至而深手

(一)

ニ而忽ニ難治由、乍併

最早生命ニ抱リ

候事ハ有之間敷と奉

存候間、此段御安心可

【76】
*大村 37

被遣候、「ボードイン」

先生も追々快方

ニ可趣と申居候、右之

仕合ニ候間、何頃帰国とも

難計候得共、いつれ

年内ニハ帰国相成候

様奉存候間、追々

寒氣御いとひ朝

夕此事而已奉祈候、

○

恐惶謹言

(明治二年)

十月十日

大村益次郎

藤村御尊父様

○

御尊父様江容体

申上候通り、何頃帰国

トモ日限難計候間、

留守へお琴上坂致

呉候様申遣し候間、

申モ疎ニ候得共、

御老体及除留守中

之事随分氣ヲ付

心配可被致候、最早

【77】
*大村 37

生命ニ拘り候様ニも

相考不申候間、御老体

御厭、此地之事少

シモ御氣遣無之様

被申上可被下候、先ハ

為其勿々不全、

(明治二年)

十月十日 大村益次郎

藤村文恭殿

○

代筆御免

一翰呈上仕候、寒氣

之節ニ御座候処、先以

御機嫌能被遊御座、

忝と大悦至極ニ奉存候、

次ニ私事過日琴上坂

仕候様申遣し候節、

容体委敷申上候通

頃日ニ至候而ハ順快ト

奉存候、食事モ余

程進勝ニ相成候間、

(マ) 早最御氣遣御無

用ニ奉存候、只々手間

【78】
*大村 37

とり候ハ膝之疵而已

ニ御座候へとも、是も

かつく年末

まてにハ全快可仕と

ホードイン申事ニ

御左候、朝暮指ヲ屈

し、夫而已相楽居

申候、是又御安心可被下候、

ふらねる肌着一

枚差送り候間、御

着用追々之寒

氣御凌被遣候度

奉祈候、先ハ御見舞

旁如此ニ御座候、

恐惶謹言

(明治二年)

十月十八日

大村益次郎

(註)

尚々追而寒氣

御いとひ専ニ奉祈候

藤村尊大人

(下記写真参照)



(註)

【79】
*大村 37

覚

一油紙包御用状箱壹ツ

右極急御用之義ニ付、

北越陸軍将御本營

より江戸表

大総督府迄、昼夜とも

刻附ヲ以、無遅滞早々

継立可有之者也

(明治元年カ)

七月六日

午ノ上刻
発ス

陸軍将

執事④

越後柏崎より

江戸表まで

宿々役人中

本文何分至急之義ニ付
可成丈々神速継立可有之候事

○

(註)

【80】
*大村 41

過日御談相成候白川口

送り金之儀、兵士四百人

一大隊ニ而五十日江当り

候金高二而、人夫・弾薬

等も御払出し候御都合

ニ而御算定相成哉、此

段鳥渡御知らせ可被下候、

最も食料と大砲彈

薬ハ別ニテ、右之金高

(註)

ニ而御払出来候哉、何

分之儀早々御答可

被成下候、尚明朝

ニも御登城被成下

候ハ、委細申談

度候、早々頓首、

十七日

尚々乍御面倒、前件

之御答被成下候ハ、

甚夕都合宜ク御座候

○

【81】
*大村 41
(註)
松平容保家来重役并二内政ニ

預ル者、越前江御預ケ

不被成哉、

松平容保父子紀州江

御預ケ可成哉、

(貼紙)

越前之方可然存候

実美

○

【82】
*大村 41

備前へ被命可然

阿州
大久保
長岡

尾州へ御預ケ可然

阿州
大久保
長岡

是亦尾州ハ親戚ニ候得共、近来旧幕ニ
嫌疑之情実も有之間、紀州之方可然、殊紀州ハ頗不勤王ニ候間、
是等モ御用被仰付候て可然候、実美

【83】
*大村 41

龍虎隊

寺島承知、金二百兩賜

式支隊之事、

頭

市中取締 石垣周蔵

右ハ筒借用願書

【84】
*大村 41

信州松代住人

長谷川深美

三学校御用懸り

被仰付候処、兵学

校之儀ハ御

思召有之被免候事、

【85】
*大村 41

本堂

菅沼

岡田鑑之

勝田甲吉

十五日より開市

○

【86】
*大村 41
其藩春來當府滯

在之兵隊歸國休兵被

仰付、是迄御門御堅メ

引請場処之儀者、

其藩新着之兵隊

を以可致守衛旨

御沙汰候事、

○

【87】
*大村 41

御沙汰書ノ写

大村益次郎

春來久々之軍旅大總督宮ヲ

輔翼し運籌画策中、其

機宜東北速ニ平定之功ヲ奏

候段、

叡感不淺候、依之不取

敢為御太刀料金三百兩

下賜事、

(明治元年)

行政官

但シ、東北一先平定ニ至ルト

雖も前途皇國御維

持之儀深ク

御苦慮被為遊候ニ付、

【88】
*大村 41

尚此上紀律嚴肅ニ

相守り、誠実を旨ト

し、緩急可遂奉公

旨

御沙汰候事、

十一月 行政官

○

補相ノ任

枢要并ニ非常之事件

ヲ決議ス、

四等官以上之人撰

ヲ任トス、

會計官

當繕(供奉手賄料
仙台人江路料)

入ルヲ司ル者、

出ルヲ司ル者、

民部官

御取建之事、

會計基本

軍費、常用、

開精金、

(註)

朝廷采入ヲ急速前

三区二分ツ事、

公議所之事

無益、入費、諸藩流弊

別二大害アリ、

(版籍)
藩籍返上之事

○兵学校并二軍之基礎

ヲ京撰間に建度事、

○

【89】
*大村 41

御沙汰書ノ写

明治元年 十月十三日東

(ママ、翼・翌方、下記写真参照)

京江着、御 十四日於

行宮賜天盃、尔

後於御次賜羽二重

一疋并金千疋、

○



【90】
*大村 41

鉄砲六挺之事、

徳山之金式千両拵替之事、

海軍士官雇入之事、

小銃局之事、

十二万両造船局之事、

鷺尾様江明日夜中

出ル事、中山様御隣分

○

【91】
*大村 41

昨夜御責臨被下、

戦地之御談承り、

快然不尽之候、就

而ハ今一応承り、

御相談仕度候間、

只今より乍御苦勞

弟之固屋迄御出

被下間敷哉、尚現

場承り候ハ、三条

公江も御同行致

候ハ、公二も御

喜悦ニ被食候、

旁仕合可申候、

余ハ拝鳳可得

貴意候、

十月一日

○

【92】
*大村 41

薩州

在江 参謀 海江田武次

在江 同補 久留米 木村三郎

上 参 正親町左中将

同 西四辻大夫

先鋒

佐土原

備前

藤堂

薩弐

長州

肥後

中軍

筑前

肥前

東山道

久留米

岩倉

八千丸

【93】
*大村 41

元掛少属

此事四宮承知、

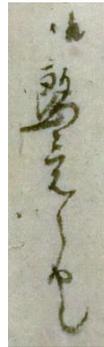
召捕之節前田邸江

懸合之事

加藤仙三郎

御懇意之由也

（下記写真参照）



【94】
*大村 41

一筆致啓上候、秋冷之節二

御座候処、先以

御両殿様益御機嫌克

被遊御座恐悦至極奉存候、

将亦貴家様愈以御勇

健二被成御勤珍重ニ奉存候

然ハ私先般被召出候節、

各方江御礼状も不差出、罷

在候処、此節支配相定り、

桜井陽三より差函トして右御

礼状差出方可然被申聞、

乍延引別封相認申候、

然し先般貴家様江御

礼状一件相願置申候

故、若し二重ニ相成候而ハ、却

而不都合ト存シ、此度別

封貴家様迄差上候間、可

然御取計らひ可被下度、致

御頼候、恐々頓首

九月廿一日 村田蔵六

尚々時下幾重も御気色

御自愛可被成専一奉存候、

林洞海被召出御送仰ニ相成候、

先日大槻俊・林洞海両人

御序之節一同御目見仕候、

然ル処此度ハ林老人被召出

大槻ハ残り候、甚夕社中之

事故、不都合気毒ニ存候、

○新話も此節製本致し居候間、後便ニハ相送り可申候、大延引恐入申候

○外国応接一件諸事

依旧拙策のミ追々迫り申候、

其外世上之形勢、追日

衰敗仕候、物価高騰、下

々困窮、上ハ弥大平を

表シ、武備ハ少シも無之

様被考候、行末如何、

血泣スルモ其甲斐ナキ

事勢ニ相成申候、

岩倉様ノ御孫様御帰

島之事

一 甲鉄船御手ニ入策

一 旗本ト入京ハ被差止候事

一 堀内蔵頭恭順

二 付割腹正非聞

糺之事

一 伊達若狭守同断

一日記三日毎ニ飛脚

之事

一 岩倉様随從之

士

宇多律圓

松川敬之進

小島

右三王江戸ニ而御付之事

残りハ帰京之事

以上

兵庫ニドル有之由候、

江戸金子払替度事

○

【95】
*大村 41

天運恩溢身、常ニ

万分之一不能奉報、死

無埋骨之地、煩念

此事ニ奉存候、然ル処

九月四日不測受危

難、続而十月二日下坂、

蘭医ボウトイン之療

治を受ケ、候処至今日足部

強直ニ而、正座ハ六ヶ敷候得共、可相保一命者助然ハ小

候との事ニ候、然ハ止座者

木調候（マツ）不レ甚、然れば是より
余生を以て、身分相応之

御奉公を奉遂度存候、就而は

是迄兵部軍事之

要務候ハ、大略前途

(註)

之荒目途任取候得共、

病院之事件ニ於ては

毫も不奉伺、然処、

今般下阪之後、大阪

府病院之模様傍

觀候処、一時ニ可致瓦解

模様有之、その

故は病院教頭示

「ドイン義は昨年変

動中、小松帯刀・後

藤象次郎招（マ）ニ

よつて再皇国御渡

来着阪候処、先般

旧幕府之時注文（約置候模様ト）

(註)

事実に相易り、誰有而
いたし、唯候病院之由々
一人も相手と相成者無之、
横浜江着之上下、東京

病院主悉皆被引下

大阪府病院主おあて小

十介之器械も無之、

暗夜之失明と一般也、

仍而門人緒方洪齋と

申談シ、纔に月給之内を

分ケ、或は町医と談シ、兎ヤ

角致シ、今日迄病院之形を

存シ、実に憫愁之至也、

近比悖に伝聞致し候処、

御用有之、緒方洪齋義を

東京江被為召候由、依之

(註)

「ホウドイン」義者愕然致シ、

最早齡皇国ニ病院之

念を断テ、帰国之

他事無之杯之（外）
妻子兄弟と兼主暮すに

如かずなどの怨言を承り候

然ルに「ホウトイン」義者齡已に

四十八歳ニして、和蘭之明名

医なる而已ならず、仏朗斯(フランス)即刻

■テロイセン围素漏生之間ニ於ても

有名之医師ニして、実に再ヒ得

難きの人物と聞く、加るに

微臣今般不測之刀瘡を

蒙り、患兵隊同様之兵隊聞者同様之

苦痛を受ケ、一日も病院之

欠へからざるを知る、然ルに未タ

東東土軍事之病院無之本々、

東師撰藩主病院之企

本々、依而至急軍事病

院之基礎を相開せ度、依之

別紙ニケ条至急伺定度

奉存候、誠恐誠惶

(明治二年十月)
月日 大村兵部大輔

○ 三条右府閣下

(註)

〔96〕 各位御多祥珍重此

事二候、然ハ昨日十日

迄二四万両御廻し方

願置候処、早速御

許諾相成安心仕候、

就而今日必至卜差

支候間、右四万両之内

壹万両丈ケ今日

御廻し被下候ハ、

大二仕合可申候、此段

御答頼入申候、以上

(明治二年)
八月八日

「 〆

江藤新平様

長谷川仁左衛門様

大村益次郎

○

〔97〕

一懸書量10 雨中鬱敷候処、

御多祥被成珍重奉賀候、

然ハ来ル廿日迄二金

五万両程御廻シ方被

下度候、最モ明後

十八日二弐万両御才覚

被下、残り三万両丈ケ
廿日廿一日之間ニ受方
仕度候、誠ニ金子多
分入用ニ而申上候も
気毒之至、何分宜敷

御尽是祈候、

来ル廿四日迄ニ玄米

式千俵丈ケ同断

御廻シ方可被下候、

右条々得貴意置候、

草々

(明治元年)

八月十六日

「
」

江藤新平様

長谷川二右衛門様

大村益次郎

○

【98】
一懸主臺₁₀
来九月三日迄ニ金

三万両総督府

会計局江御操込

被下度此段奉

願候也

(明治元年)

八月廿九日

大村益次郎
吉村長兵衛

江藤新平様

長谷川二右衛門様

○

【99】
一懸主臺₁₀

昨日被仰越候金

子式万両ニ而中村

口・二本松口両口江

早々送り出し可仕、

然ル処、肥前・薩

州両藩より金壹万

両宛急ニ拝借願

出候、最モ兼而両

藩より無扨儀ハ申

出置、今般是非

とも貸渡不相成候

而ハ相成間敷様愚

考仕候、尚又宇

都宮よりも壹万

五千両別紙

之通願出、会

計局ニも壹万

両丈ケハ差当り

入用候間、四万

両之金御操込

被下度、此段宜

敷御周旋願

入申候、

(明治元年)
九月廿四日

大村益次郎

江藤新平様

長谷川仁左衛門様

尚々別紙宇都宮藩

より書面ハ御返し可被下候

○

(100)
一懸主臺¹⁰
日々御多祥御精勤

珍重奉存候、然ハ過日

条公并ニ大久保迄申

入置候重費当

八月分、自今より廿四

万兩丈ケ御配慮願

度存候、其訳ハ、

五万兩 白川口

五万兩 平潟口

五万兩 爰許兵倉

壹万兩 土州拝借

三万兩 薩長拝借

(101)
三万兩 白川・平潟・越

後三口之彈薬
并ニ送り貨銭

弍万 病院

以上廿四万兩

入用候間、何卒

御憤発被下御払

渡頼入申候、尚十日

迄ニ四万兩程会計

局江御廻シ願入、

早々頓首、

(明治元年)
八月七日

大村益次郎

江藤新平様

長谷川仁右衛門様

○

(101)
*大村 66
任幸便一書呈上

仕候、漸々御快方

と奉存候、何卒

御快方ニ相運

候上ハ速ニ御東下

奉待候、都下之

近情も帰り立ニ而

一向相分り不申、
兼々御約束も仕

(18)

候通、他日根軸

輔護之目的ハ

軍務之基本

と立と不立ニ有之

申事ニ付、於于此益

軍務之目面相

立不申而不相成

事ニ御座候間、船越

(船越衝)

(19)

ニも得と相論し、

彼も奮発仕居

申候、乍去時々

例ノ変移ニ彼も苦

心仕候、只々迅速

御全快之処奉

折候、草々頓首拝

(明治二年)

九月念十

蔵六先生

御直拆

(末戸孝允
干令)

[102]
*大村 64

(20) 乱筆高怒

御火中

寒冷日々相募

候処、漸々御快方

とハ奉遙察

候得共、如何とまた

御按事仕候中、

頃日御直左右

承り大ニ安堵

仕候、何卒御

全復早々御東

(21)

帰奉待候、徒ら

にニ御東帰を奉

待候に無御座、

兵部省も自然

勢如糸陰然

船越などを相

助け推持之処

(ママ、維持)

を相論し申候、彼

も余程困迫

(22)

毎々罷越候而

苦談仕候、兎ニ
角彼一人ニ而
且々相つゝき居
申候、一旦彼相
去り候とき百事
尽瓦解 然
るにまた悪物
等船越を妬ミ
種々之姦計
を廻らしをく

る之策を施し
候趣、且又政府
より兵部省へ
撃劍論など
をもち出し言語
之次第 是ニ而
御想察被下候、
浩歎之至ニ御座
候、実ニ此際尤
大事ニ付、呉々
も船越ニ相論

(10)

し、彼も只今之
処ニ而ハ飽まで
相任じ居申候間、
必御安心は可被成候

何分ニも迅急

御快復千禱

万祈之至ニ奉

存候、先ハ為其

草々頓首

(明治二年)

十月十七日

(11)

尚々余り上の

方も因循ニ而

残慨之事も

不少、過日別

紙之一書を

横浜書生を以

建言ニ及申候

以上

蔵六先生

御密拆

允

(12)

其御地皆様御無

事之由也、珍重ニそん

じ候、

【103】

※大村 41

此方も七月廿七日東
京発足、木曾路通
り無事ニ八月十三
日京着致し候、御
用有之、廿日二下
坂、尚又御用相
すみ次第一先
上京、九月十五日
頃出帆ニ而帰り
可申候
○此度桜井慎
平帰郷相
成候間、帰郷之
上ハ見まひ悦ひ
としてさかななり
とも早々御送
り可被成候、
○たゝみ十四まひ
向山のたゝみ屋
江急々御頼可
被成候、たゝみ
の床ハ中の分ニ而

よろしく候、
(明治二年)
八月廿五日

益次郎

琴江

○

【104】
*大村
41

其許皆々無事
之由珍重ニそんじ候
東京も無事ニ
これあり候、
此度栗栖伊太郎
と申手子かへし
候間、委細ハ同人
江御聞取可被下、
天子様も来ル
廿八日
御着輦、
中村四郎其外御
国之人々箱立江
戦争ニ参り候、
原田吾一も日々
出勤致候、
はうた吉五郎も

青山辺ニ住居ス、

(10)

大槻玄俊も甚夕

きのどく、家内

中奥州江にげ

参り候、

坂根も安達も

伏見之調練場

ニおり申候、

原田吾一之家内

も昨年一たん

国許江引取、又々

此節東京江で

ると申事ニ候、

東京ももとの江

戸ニハ無之、諸大名

之屋敷もとけ、

(10)

番町其外旗本

御家人之家も皆

々とけ、はしくは

野原同所

盗人こしきのみ

たくさん、

番町植木屋の

お安もしに、ばも

死、ぢは今に

いき残りおり候、

○高ノ子其外

皆さま江よろ

しく頼入申候、

○五月六月の間ニハ

かならず一旦帰り

度そんし候、

三月廿日

琴江

○

(10)

明廿五日四ツ時吹

上於御庭長州

兵調練被為召

御覽被為在、御酒

頂戴被仰付候

段御沙汰相成候間、

明朝少シク早ク

ニ其宿発足相成、水

野邸ニ而昼食ハ

〔105〕
*大村 41

仕向致し有之候

間、其御含ニ而早

々兵隊一統江御

布告被成下候度

候、以上、

(明治元年)

十月廿四日

○

○殿様御帰国ハ

五六月ニも相成事

申、夫迄ハ滞

留可致候

○其方より用事

有り書状遣し

度候ハ、山口荒

川佐兵衛御頼ミ

可被成候

(明治元年)

三月十三日

益次郎

お琴江

終